年末調整チェックリスト(令和8年分・従業員用)

□に✓を入れながら確認してください。書類の名前や提出方法(紙・電子)は勤務先の指示にしたがってください。

✓	確認すること	メモ
出す書類		
□	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(令和8年分の内容の確認と、来年=令和9年分の提出)	
□	給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	
□	給与所得者の保険料控除申告書(生命保険・地震保険・社会保険・小規模企業共済などを払った人)	
□	給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書(住宅ローン控除の2年目以降の人。1年目は確定申告)	
□	今年、ほかの会社から給与をもらった人は、前の会社の源泉徴収票	
用意する証明書		
□	生命保険料控除証明書(新・旧、介護医療、個人年金の区分を確かめる)	
□	地震保険料控除証明書(旧長期損害保険料と区別する)	
□	国民年金保険料・国民年金基金の控除証明書(自分や家族の分を払った人)	
□	国民健康保険料など、自分で払った社会保険料の金額がわかるもの(国民年金以外は証明書は不要だが金額を確かめる)	
□	iDeCo(個人型確定拠出年金)・小規模企業共済の掛金払込証明書	
□	住宅ローンの年末残高証明書(2年目以降)	
家族の確認(令和8年分は条件が変わりました)		
□	配偶者の今年の所得の見積もり(給与だけなら年収136万円以下は配偶者控除、136万円超207万円以下は配偶者特別控除の対象)	
□	扶養する家族の所得の見積もり(給与だけなら年収136万円以下。昨年までの123万円から上がった)	
□	16歳以上の家族か(扶養控除の対象は平成23年1月1日以前に生まれた人)	
□	19歳以上23歳未満の家族(平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれ)で、給与だけで年収136万円超197万円以下なら特定親族特別控除	
□	23歳未満(平成16年1月2日以後生まれ)の扶養親族がいる人は、保険料控除申告書の「年齢23歳未満の扶養親族」欄を書く(生命保険料控除の特例)	
□	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除にあてはまる人がいないか	
□	別居の家族を扶養に入れるときは、仕送りなど生計を一にしている事実があるか	
出す前の最終チェック		
□	マイナンバーの記入が必要な欄を、会社の指示どおりに書いたか	
□	証明書の金額を、申告書の正しい欄(新・旧など)に写したか	
□	家族の名前・生年月日・続柄にまちがいがないか	
□	会社の提出期限を確かめたか	

※ 参考資料です。正確な内容は国税庁「年末調整がよくわかるページ」や勤務先・税務署でご確認ください。 作成:もてなしお(motenashio.com)

年末調整チェックリスト(令和8年分・担当者用)

国税庁「令和8年分 年末調整チェック表」の項目をもとに、わかりやすくまとめたものです。

✓	確認すること	メモ
扶養控除等		
☐	扶養控除等申告書の提出もれがないか	
☐	所得要件の改正で新たに扶養の対象になった家族について、異動申告書が出ているか	
☐	控除対象扶養親族の合計所得金額が62万円以下か	
☐	控除対象扶養親族は16歳以上(平成23年1月1日以前生まれ)か	
☐	特定扶養親族・老人扶養親族と、特定親族の判定は正しいか	
☐	寡婦・ひとり親の判定は正しいか	
☐	国外居住親族の親族関係書類・送金関係書類を受けたか	
基礎控除		
☐	本人の合計所得金額に応じた基礎控除額になっているか(昨年分と金額が異なる)	
配偶者(特別)控除		
☐	本人の合計所得金額は1,000万円以下か	
☐	配偶者の給与所得は、改正後の給与所得控除額で計算しているか	
☐	本人と配偶者の両方の合計所得金額に応じた控除額か	
特定親族特別控除		
☐	特定親族は19歳以上23歳未満(平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれ)で、合計所得金額が62万円超123万円以下か	
☐	特定親族の給与所得は、改正後の給与所得控除額で計算しているか	
保険料控除		
☐	生命保険料の区分(新・旧・介護医療・個人年金)と控除額の計算は正しいか	
☐	一般生命保険料控除は、23歳未満の扶養親族の有無に応じて計算しているか	
☐	保険料の証明書類があるか	
☐	地震保険料と旧長期損害保険料の区分は正しいか	
☐	社会保険料は本人が支払ったものか	
住宅借入金等特別控除		
☐	取得した人・借入れをした人と申告者が同じか	
☐	12月31日まで住み続けているか	
☐	控除額が算出所得税額をこえていないか(こえた分は源泉徴収票の控除可能額欄へ)	
集計と税額計算		
☐	臨時の給与・現物給与も集計に入れたか	
☐	改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使っているか	
☐	課税給与所得金額の1,000円未満を切り捨てたか	
☐	年調年税額は復興特別所得税を含めて計算し、100円未満を切り捨てたか	
☐	納付税額がなくても、所得税徴収高計算書を作ったか	

※ 参考資料です。正確な内容は国税庁「年末調整がよくわかるページ」や勤務先・税務署でご確認ください。 作成:もてなしお(motenashio.com)